

令和5・6年度角田市建設工事等競争入札参加資格審査申請要項

【建設工事】【測量・建設コンサルタント等業務】【物品・役務等】

1. 受付期間 令和5年4月1日(土)から 令和6年11月30日(木)まで
2. 受付方法 電子申請
3. 送付場所 〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊41番地 角田市役所 総務部総務課管財契約係
4. 有効期間 参加資格承認期間は下記の令和5・6年度随時入札参加申請スケジュールを参照
5. 申込方法 電子申請は、角田市HPに掲載しているサイトから申請して下さい。
6. 承認結果 【電子申請】システム内で承認書を発行します。

申請書類	業 種		
	建設工事	測量・建設コンサルタント等	物品, 役務等
1. 一般競争(指名競争)参加資格申請書	○	○	○
2. 委任状: 委任先を指定する場合提出して下さい。	△(様式⑤)	△(様式⑤)	△(様式⑤)
3. 使用印鑑届	○(様式④)	○(様式④)	○(様式④)
4. [法人の場合] 履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本) [個人の場合] 身分証明書	○	○	○
5. 建設業許可証明書、業者登録証明書	○	○	—
6. 印鑑証明書 ※申請日前3ヶ月以内に取得	○	○	○
7. 国税未納税額のない証明 ※申請日前3ヶ月以内に取得 [法人の場合] その3の3(法人税、消費税及び地方消費税) [個人の場合] その3の2(所得税、消費税及び地方消費税)	○	○	○
8. 都道府県税未納税額のない証明(本店又は委任先のもの) ※申請日前3ヶ月以内に取得 法人都道府県民税、法人事業税、個人事業税ほか都道府県税について未納がないこと。(「すべての県税に未納がないことの証明」も可。委任先がある場合は委任先の証明書とする。)	○	○	○
9. 角田市税に未納税額のない証明※申請日前3ヶ月以内に取得 角田市内に本店、営業所等を有する場合のみ提出 法人、個人ともに市税全てに未納がないこと。(「未納のないことの証明」も可。)	△※1	△※1	△※1
10. 経営規模等評価結果通知書(申請時点で最新のもの)	○	—	—
11. 社会保険等加入状況申告書(下記注意事項を参照 ※2)	△※2 (様式⑦)	—	—
12. 社会保険等領収書の写し(11.を提出する場合のみ)	△	—	—
13. 実績報告書(過去2年間の主な実績を表すもの。) : 建設工事、測量・建設コンサルについては任意様式でも可。	工事経歴書 (様式⑥)	業務経歴書 (様式⑥)	業態カード (様式⑥)
14. 許可・認可を要する営業にあつては許可・認可を得たことを証する証書等。特許権を有するものは特許証がある場合提出。(6.建設業許可(業者登録)証明書以外の許可)	△	△	△

※1 角田市内に本店、営業所等を有する場合のみ提出。

※2 経営規模等評価結果通知書の「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」のいずれかの加入の有無欄が「無」となっている者が、審査基準日から資格審査申請日までの間に保険に加入又は適用除外になり、資格審査申請を行うときのみ提出。

令和5・6年度随時入札参加申請スケジュール			
参加申請受付月	審査月	承認月	終了月
令和5年4、5月末まで	令和5年6月	令和5年7月1日	令和7年3月31日
令和5年6、7月末まで	令和5年8月	令和5年9月1日	令和7年3月31日
令和5年8、9月末まで	令和5年10月	令和5年11月1日	令和7年3月31日
令和5年10、11月末まで	令和5年12月	令和6年1月1日	令和7年3月31日
令和5年12月、令和6年1月末まで	令和6年2月	令和6年3月1日	令和7年3月31日
令和6年2、3月末まで	令和6年4月	令和6年5月1日	令和7年3月31日
令和6年4、5月末まで	令和6年6月	令和6年7月1日	令和7年3月31日
令和6年6、7月末まで	令和6年8月	令和6年9月1日	令和7年3月31日
令和6年8、9月末まで	令和6年10月	令和6年11月1日	令和7年3月31日
令和6年10、11月末まで	令和6年12月	令和7年1月1日	令和7年3月31日

●受付後に申請書類に変更のある場合は、必ず変更届を提出して下さい。

申請手続きの注意事項

【建設工事】

「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）」に加入義務がある建設業者については、社会保険等に加入している（加入義務のないものを除く）ことが登録申請者の要件になっております。

社会保険等への加入状況の確認は、経営規模等評価結果通知書の「その他の審査項目（社会性等）」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の各項目すべてが、「有」又は「除外」となっていることが必要です。

ただし、3項目いずれかの加入の有無欄が「無」となっている者が、審査基準日から資格審査申請日までの間に保険に加入又は適用除外となった場合は、「申請書類 12. 社会保険等加入状況申告書」、「申請書類 13. 社会保険等領収書の写し」を添付のうえ申請することができます。

- 「申請書類 10. 経営規模等評価結果通知書」については、有効期限がきれた場合又は変更した場合は、速やかに再提出願います。

【物品、役務等：】

- 「申請書類 13. 実績報告書（業態カード）」は、裏面も記入ください。
- 申請する方が法人ではなく個人である場合には、次のことに注意してください。
- ・「申請書類 4. 身分証明」については、市町村で発行した契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないことを証するものの写し（提出前3ヶ月以内のもの）。

—問い合わせ先—

総務部 総務課 管財契約係 TEL0224-63-2111 FAX0224-62-4829